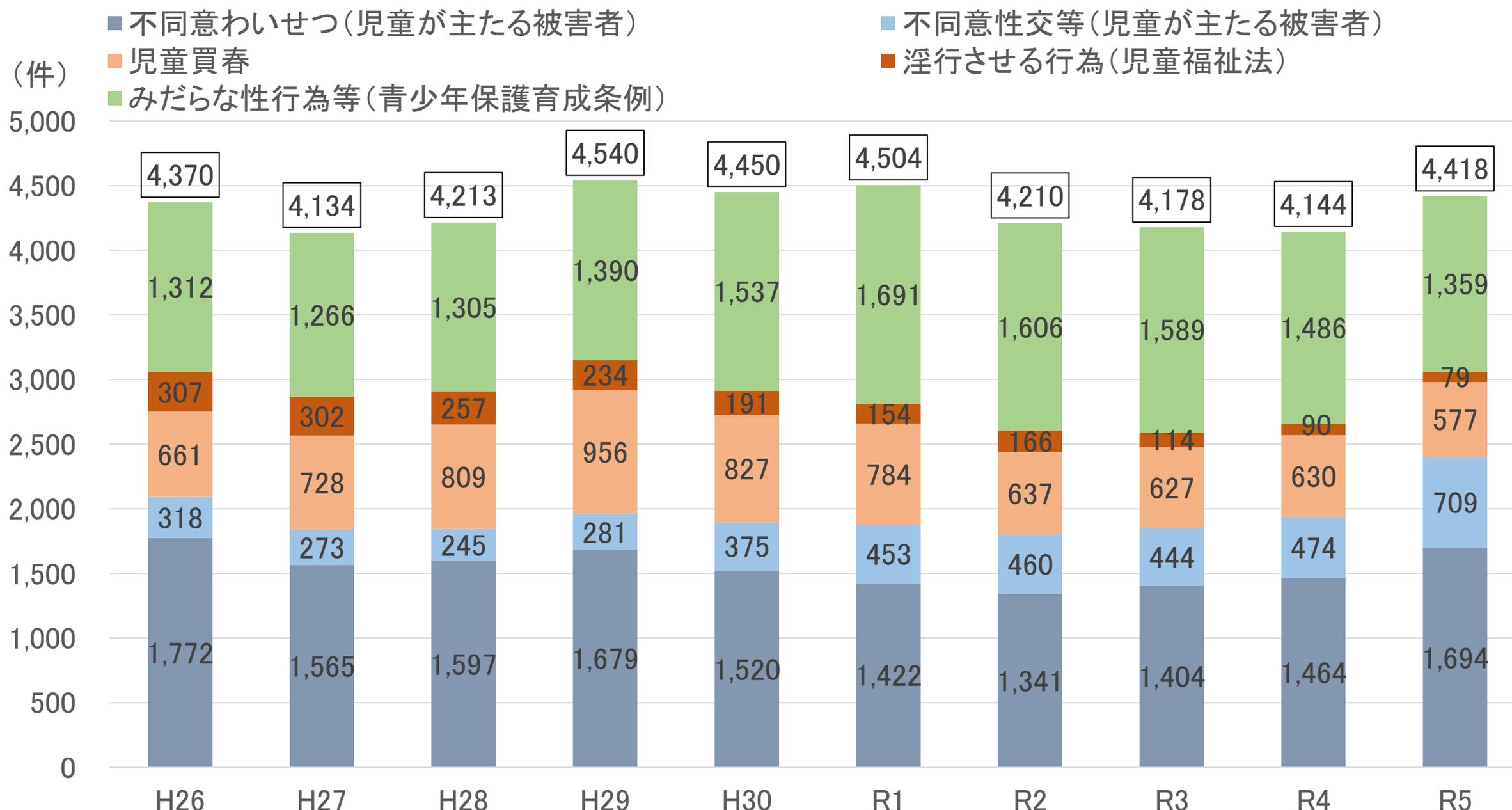


子供の性被害

※ 「子供」、「児童」とは、18歳未満の者をいう。

【児童買春事犯等】 検挙件数の推移

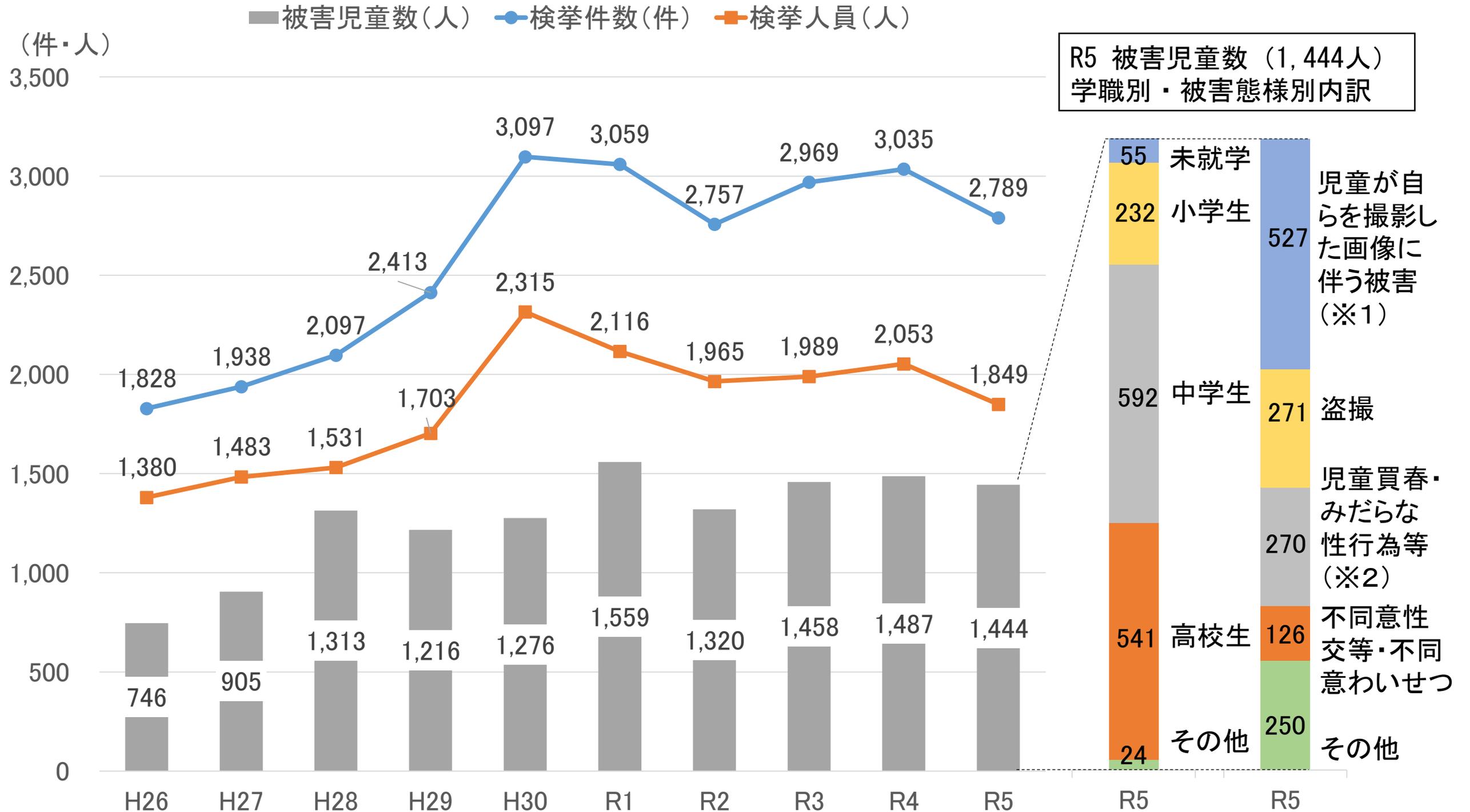


※ 刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

※ 件数は、被疑者の行為数によるところ、刑法第54条第1項前段(観念的競合)に該当し、刑法犯と特別法犯が競合する場合は各別に計上している。

令和5年における検挙件数について、児童買春、淫行させる行為(児童福祉法)、みだらな性行為等(青少年保護育成条例)は前年から減少したが、不同意性交等及び不同意わいせつは前年から増加し、その結果、これらの検挙件数の合計は、前年から増加し、令和元年の水準に近づいた。

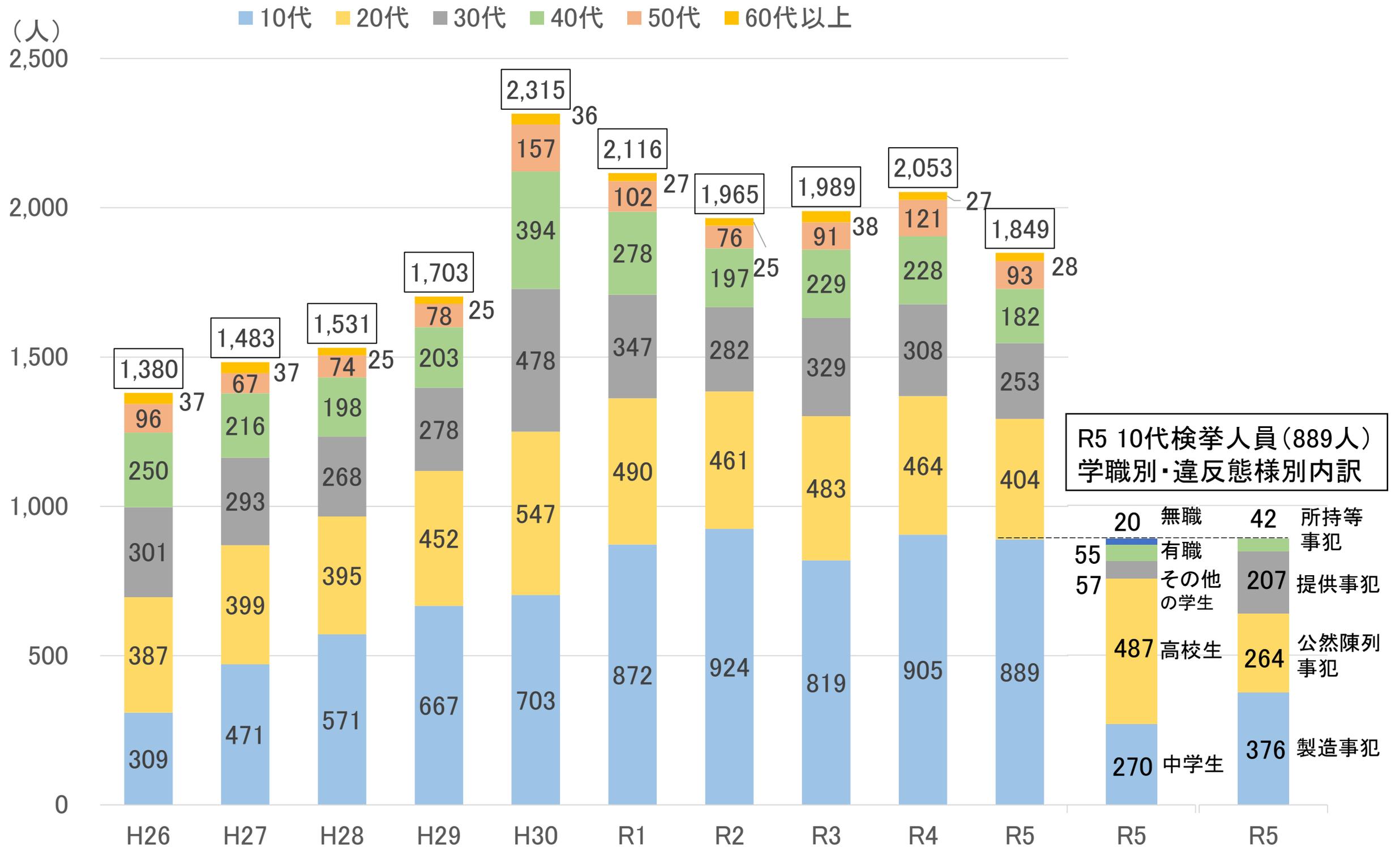
【児童ポルノ事犯】検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移



※1 「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」は、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう。
 ※2 「みだらな性行為等」は、青少年保護育成条例に規定する罪をいう。

令和5年における児童ポルノ事犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数は、いずれも前年から減少した。

【児童ポルノ事犯】年代別検挙人員の推移



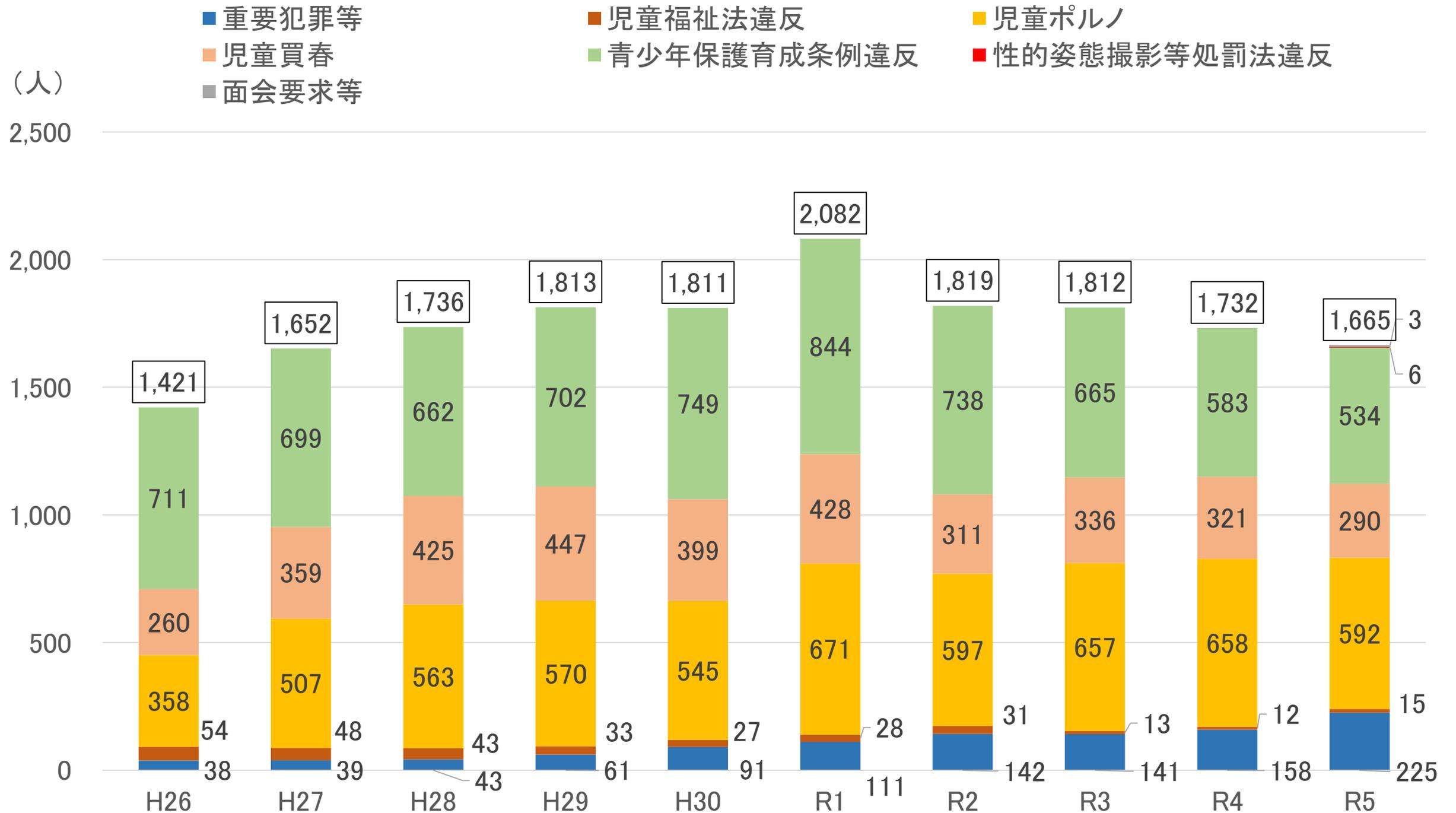
令和5年における児童ポルノ事犯の年代別検挙人員では、10代が最多で、全体の48.1%を占めた。

【改正刑法等】 令和5年における面会要求等及び20歳未満の被害者に係る性的姿態撮影等処罰法違反の検挙件数・検挙人員・被害者数

罪 名	検挙件数	検挙人員	被害者数
面 会 要 求 等	19	8	12
16歳未満の者に対するわいせつ目的面会要求	7	3	4
16歳未満の者に対するわいせつ目的面会	4	2	4
16歳未満の者に対する映像送信要求	8	3	4
性的姿態撮影等処罰法違反 (20歳未満の被害者に係るもの)	539	388	524
性 的 姿 態 等 撮 影	535	387	522
対象性的姿態等の撮影(ひそかに)	467	370	462
対象性的姿態等の撮影(不同意)	7	1	7
対象性的姿態等の撮影(誤信)	1	1	1
16歳未満の者に対する性的姿態等の撮影	60	15	52
そ の 他 提 供 等	4	1	2

※ 本統計は、改正刑法及び性的姿態撮影等処罰法の一部が施行された令和5年7月13日以降のもの。

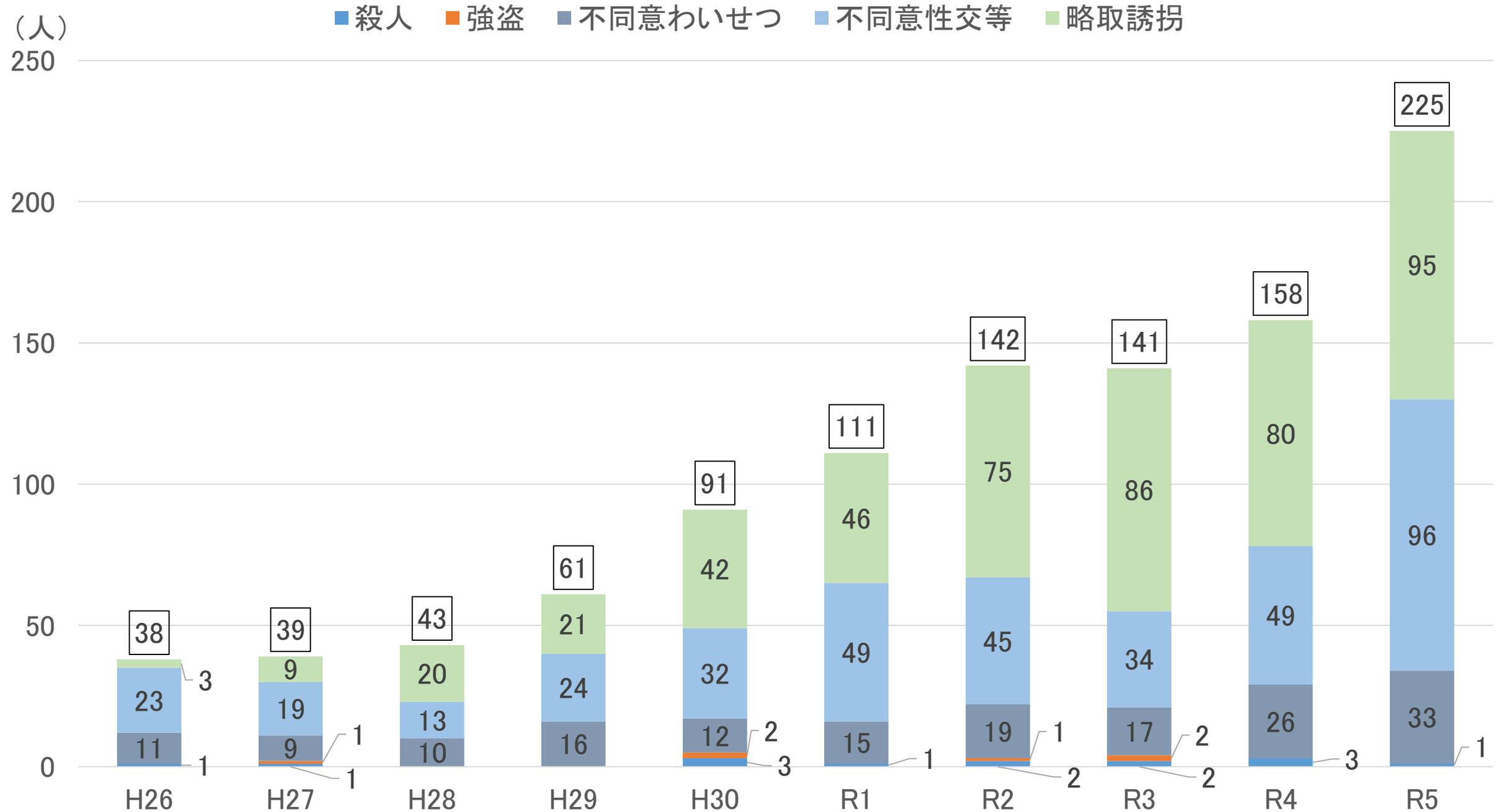
【SNSに起因する事犯】 罪種別の被害児童数の推移



※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたものをいう。
 ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいう。
 ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿勢撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿勢撮影等処罰法違反は令和5年から追加)
 ※ 刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

SNSに起因する事犯の被害児童数は、令和元年から4年連続減少しているものの、依然として高い水準で推移している。

【SNSに起因する事犯】重要犯罪等の被害児童数の推移



※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたものをいう。

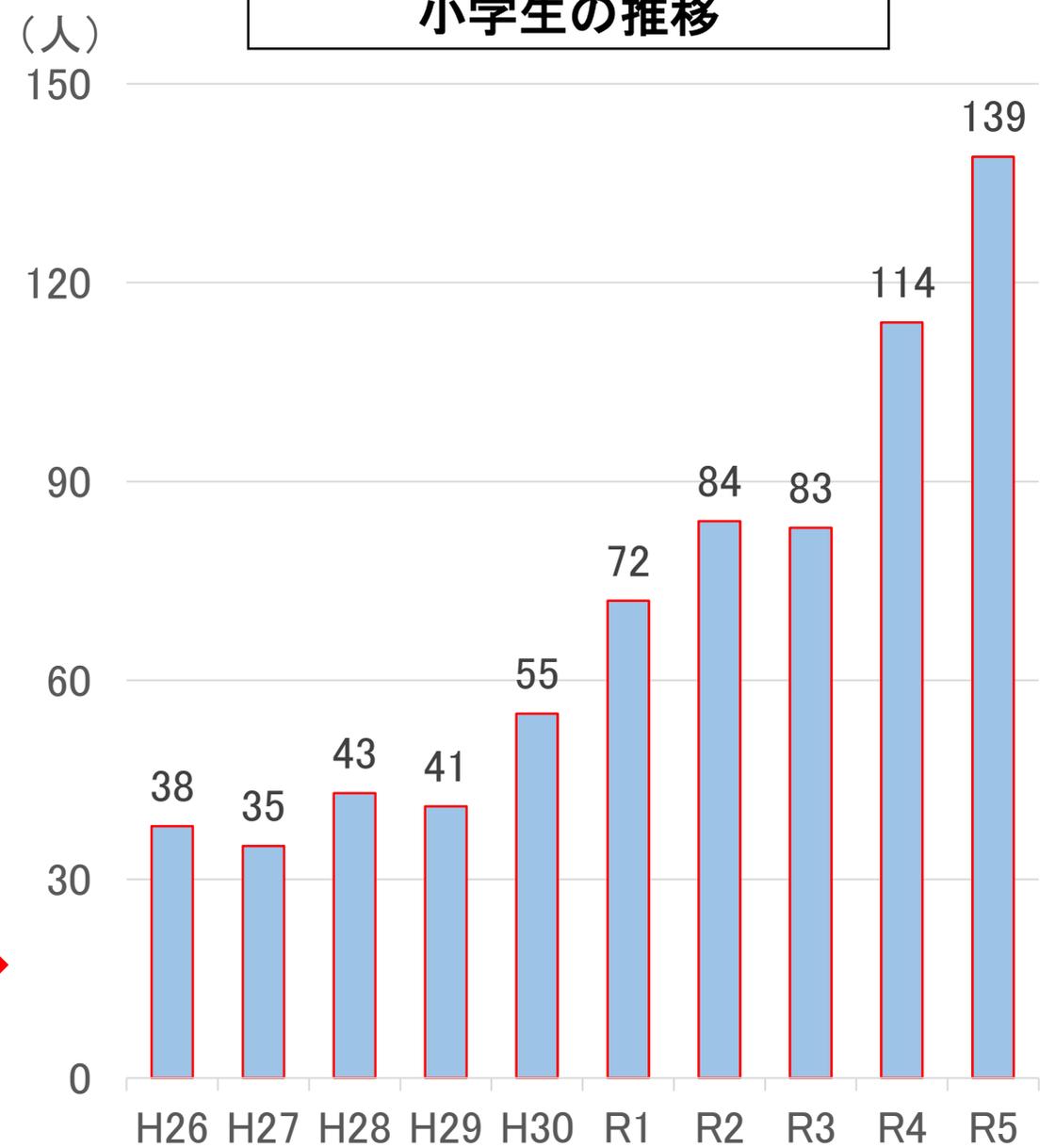
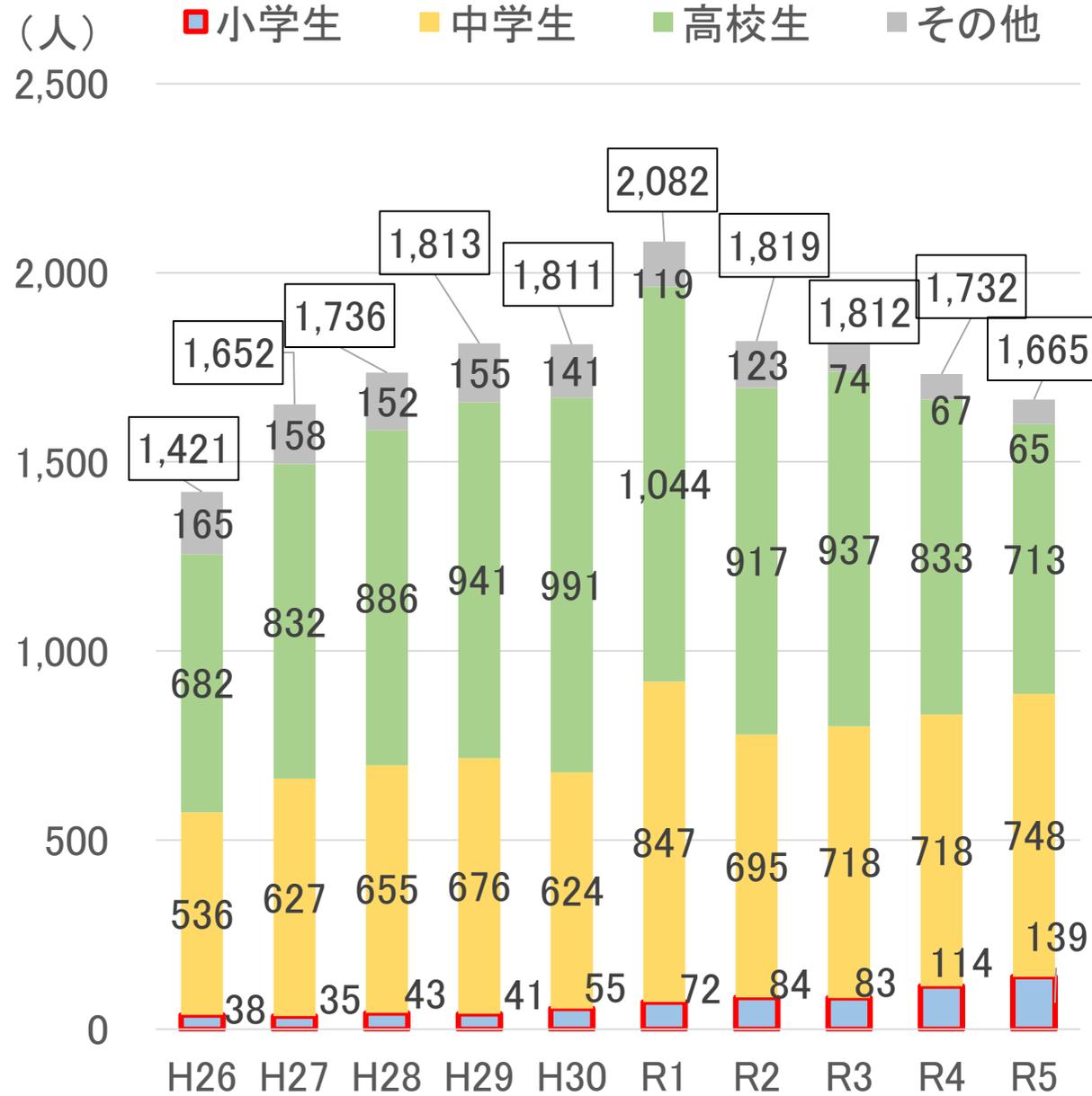
※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいう。

※ 重要犯罪等とは、殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁

※ 刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

SNSに起因する事犯のうち、重要犯罪等の令和5年における被害児童数は、主に不同意性交等の増加により前年から大幅に増加した。

【SNSに起因する事犯】学職別被害児童数の推移

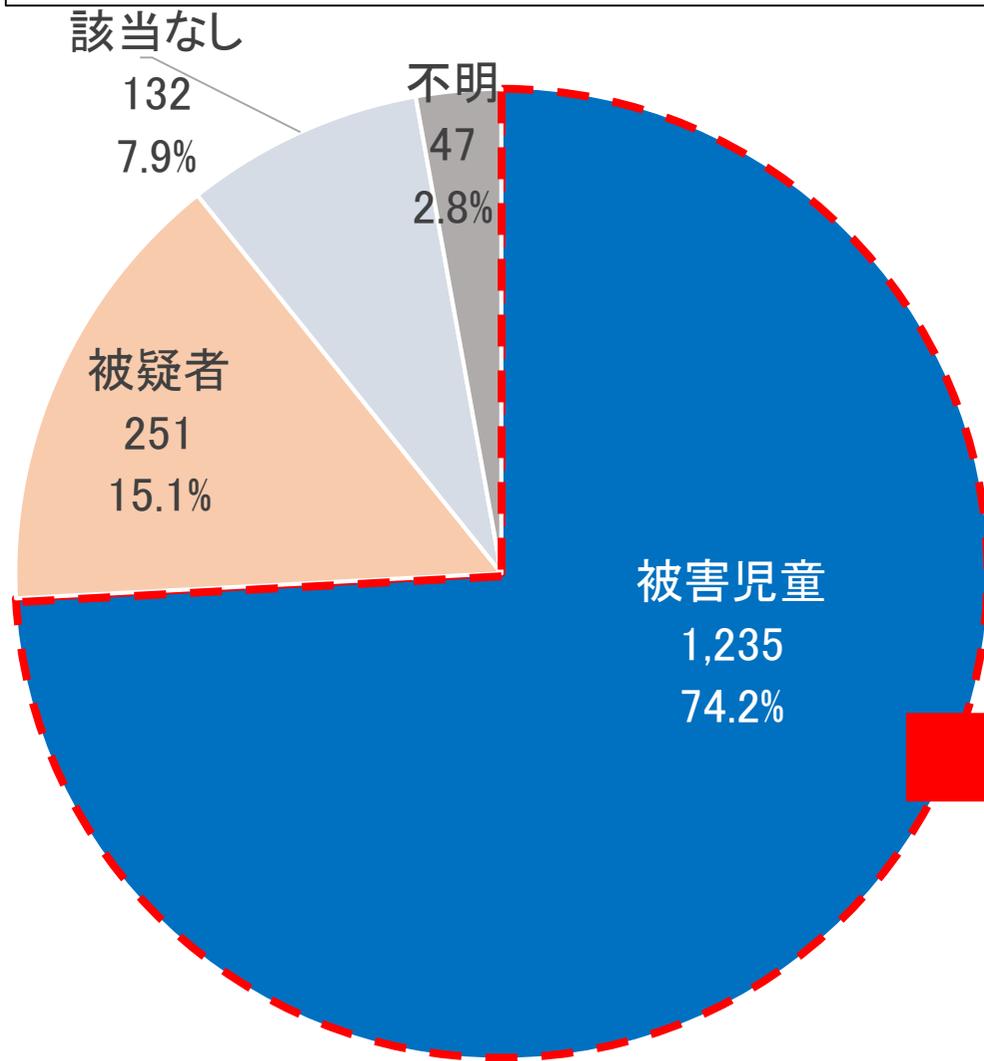


- ※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたものをいう。
- ※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいう。
- ※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪(面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反は令和5年から追加)
- ※ 刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

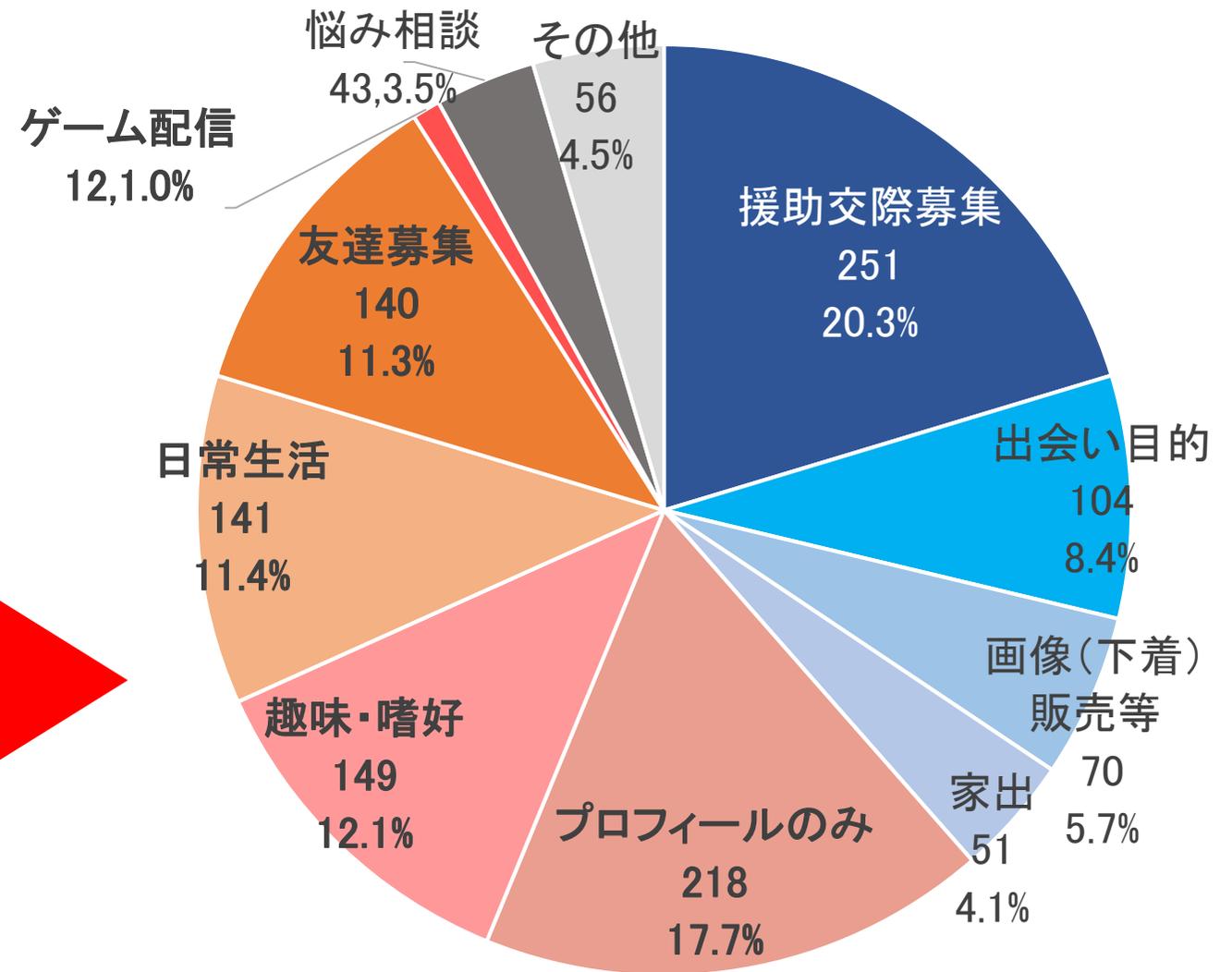
SNSに起因する事犯の令和5年における小学生の被害児童数は、平成26年に比べて3倍以上に増加した。

【SNSに起因する事犯】最初に投稿した者と投稿内容の内訳

最初に投稿した者



被害児童(1,235人)の投稿内容の内訳



※ 「該当なし」とは、ランダム通話等の場合をいう。

※ SNSとは、本統計では、通信ゲームを含み、届出のある出会い系サイトを除いたものをいう。

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいう。

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁)、面会要求等及び性的姿勢撮影等処罰法第2条から第6条に規定する罪

※ 刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

※ 構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

令和5年におけるSNSに起因する事犯の被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなった最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が約4分の3を占める。被害児童の投稿内容の内訳は、「プロフィールのみ」、「趣味・嗜好」、「日常生活」、「友達募集」、「ゲーム配信」で半数以上を占めた。